

指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に関する評価結果
(評価対象年度:平成23年度)

施設	文化会館たづくり
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者	公益財団法人 調布市文化・コミュニティ振興財団
所管部署	生活文化スポーツ部 文化振興課

評価項目		一次評価 (指定管理者)	二次評価 (施設所管部署)
業務の実施体制	適切な人数及び必要な資格等を有する従業員の配置	○	○
	業務マニュアルの整備及び従業員への周知	○	○
	従業員に対する指導・研修・訓練の実施	○	○
	緊急時におけるマニュアル・連絡体制の整備及び従業員への周知	○	○
	緊急時に関する訓練の実施及び緊急時における迅速な対応	○	○
	協定書等に基づく市への報告・連絡・相談の実施	○	○
	個人情報の保護及び情報漏洩防止のための措置	○	○
	従業員の勤務条件・待遇における関係法令の遵守	○	○
	協定書等を遵守した業務の再委託	○	○
施設の維持・管理	利用者に対する安全対策	○	○
	施設・設備についての保守点検の実施	○	○
	施設・設備に不具合等があった場合の迅速な修繕等の対応	○	○
	備品の適切な管理	○	○
	適切な衛生管理	○	○
	指定管理者として必要な保険への加入	○	○
サービスの提供	施設の設置目的に沿ったサービスの提供及び事業の実施	○	○
	協定書等に基づく施設の開館日・開館時間の遵守	○	○
	利用者にとって分かりやすい施設利用案内や事業等に関する情報提供	○	○
	利用申請等に対する迅速な対応	○	○
	利用者に対する附帯設備・備品等の適切な提供	○	○
	従業員の接遇態度(言葉遣い、態度、服装、問合せへの対応等)	○	○
	利用者からの苦情や要望等に対する適切・迅速な対応及び市への報告	○	○
	施設の利用状況(利用者数、施設稼働率等)	○	○
	施設の利便性向上・利用促進に関する取組	○	○
	利用者の満足度	○	○

経理の状況	指定管理料の適切な管理	○	○
	収支計画と比較した実際の収支状況	○	○
	管理経費を縮減させるための取組又は収入を増加させるための取組	○	○
	利用料金に関する適切な徴収事務の実施	○	○
その他	地域等との連携による事業の実施	○	○
	社会貢献活動の実施	○	○
	省エネルギー、省資源等の取組による環境への配慮	○	○
総合評価		A	A

総括 (指定管理者)	<p>当財団は、平成23年度より公益財団法人へ移行しました。法令遵守、透明性の確保に努め、調布市文化会館たづくりの指定管理者として、芸術・文化の振興事業、コミュニティ活動の振興事業、生涯学習事業、施設の管理運営などに全力で取り組んできました。事業の実施に当たっては、市民ニーズを反映させながら、事務事業評価に基づき利用者の満足度、費用対効果、事務の効率化等を検証して、満足度の高い事業を実施するように努めました。また、施設の管理運営では、市民が利用しやすい施設の運営に努め、安全で快適に利用できる施設運営を行いました。</p> <p>東日本大震災の影響により建物が被害を受け、計画にない修繕を緊急に行うとともに、時間短縮の対応をせざるを得ない事態が生じました。下半期から施設利用件数は前年度並みに戻ってきており、全体的に事業は順調に遂行されました。</p>
総括 (施設所管部署)	<p>平成23年度の文化会館たづくりの指定管理事業である、芸術・文化の振興事業、生涯学習事業、芸術・文化、コミュニティ、生涯学習活動への援助、施設の管理運営に関する事業は、概ね事業計画書等通りの水準で執行され、総合的に判断すると、良好であった。</p> <p>引き続き、市民の芸術文化活動のよき推進役として、基本計画に掲げる芸術文化の振興事業を着実に進め、市民や地域とのコミュニケーションを深め、利用者サービスの充実を図るよう指導していく。</p>

※項目別評価区分

- ◎：期待よりも優れた水準
- ：概ね期待した水準
- △：改善を要する水準

※総合評価区分

- S：優れている
- A：良好
- B：概ね良好
- C：要改善